

衆議院 第百九十四回国会 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録 第四号

平成二十八年四月八日(金曜日)

午前八時五十八分開議

出席委員

委員長 西川 公也君

理事 笹川 博義君 理事 菅原 一秀君
理事 鈴木 馨祐君 理事 福井 昭君
理事 吉川 貴盛君 理事 柿沢 未途君
理事 近藤 洋介君 理事 上田 勇君
青山 周平君 赤枝 恒雄君
井野 俊郎君 井上 貴博君
小田原 潔君 勝沼 栄明君
北村 誠吾君 小島 敏文君
坂本 哲志君 関 芳弘君
田中 良生君 武井 俊輔君
武部 新君 寺田 稔君
中川 郁子君 長坂 康正君
橋本 岳君 原田 義昭君
比嘉奈津美君 古川 康君
細田 健一君 堀内 詔子君
前川 恵君 御法川信英君
宮川 典子君 宮路 拓馬君
務台 俊介君 村井 英樹君
渡辺 孝一君 緒方林太郎君
岸本 周平君 黒岩 宇洋君
篠原 孝君 玉木雄一郎君
福島 伸享君 升田世喜男君
村岡 敏英君 稲津 久君
岡本 三成君 角田 秀穂君
中川 康洋君 真山 祐一君
笠井 亮君 島山 和也君
丸山 穂高君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
法務大臣 岩城 光英君

第二類第十号

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第四号

平成二十八年四月八日

外務大臣 岸田 文雄君
文部科学大臣 馳 浩君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
農林水産大臣 森山 裕君
経済産業大臣 林 幹雄君
環境大臣 丸川 珠代君
国務大臣 河野 太郎君
国務大臣 石原 伸晃君
内閣府副大臣 松本 文明君
外務副大臣 木原 誠二君
防衛副大臣 若宮 健嗣君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 澁谷 和久君
政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 佐藤 速水君
政府参考人 (農林水産省生産局長) 今城 健晴君
政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君
衆議院調査局環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別調査室長 辻本 頼昭君

委員の異動

四月八日

辞任

越智 隆雄君

稲津 久君

同日

辞任

赤枝 恒雄君

井上 貴博君

同日

補欠選任

勝沼 栄明君

堀内 詔子君

長坂 康正君 務台 俊介君
宮路 拓馬君 青山 周平君
村井 英樹君 細田 健一君
真山 祐一君 角田 秀穂君
同日 補欠選任
辞任 青山 周平君 小島 敏文君
細田 健一君 比嘉奈津美君
堀内 詔子君 越智 隆雄君
角田 秀穂君 稲津 久君
同日 補欠選任
辞任 井上 貴博君
比嘉奈津美君 福山 守君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)

○西川委員長 これより会議を開きます。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び内閣提出、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案件審査のため、本日、参考人として英国駐劄特命全權大使鶴岡公二君の出席を求め、意見を聴取し、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官澁谷和久君、財務省大臣官房参事官岸本浩君、

農林水産省大臣官房総括審議官佐藤速水君、農林水産省大臣官房総括審議官大澤誠君、農林水産省生産局長今城健晴君、農林水産省経営局長奥原正明君、農林水産省政策統括官柄澤彰君、経済産業省通商政策局長片瀬裕文君、経済産業省製造産業局長糟谷敏秀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○西川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党の緒方林太郎でございます。きょう、一時間質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨日以来、このノリ弁のような文書が非常に問題になっておりますが、我々に見せているのはこの資料であります。

それに対しまして、きのうも質疑に上りましたが、西川委員長の「TTPの真実」という本についてですが、我々は、けさ、びっくりいたしました。西川委員長が書かれたとされているこの本がアマゾンのサイトから消えているんですね。消えた真実じゃないですか。

西川委員長、消すための何か指示を出されましてでしょうか。

○西川委員長 委員長は答弁する立場ではありません。政府提出の協定、関連法案の質疑においては、政府に対して質疑をただしていただくものと考えております。委員長としてはお答えする立場がない、こういうことを申し上げておきます。

○緒方委員 我々の中で予約した人間がいたんですよ。予約した人間がいて、さあ、ここからどうなるんだろうなというふうに思うわけですが、

本当にこれは消えた真実になってしまふんです。委員長、この件は非常に、我々は、また隠蔽かと。政府から出てくるものがこれ。そして、委員長が真実を後世のために明らかにすると言っておられて、我々も何を言ってくれるんだろうかと期待をしておりましたが、それもインターネットのウェブサイトからさきいさっぱり消え去って、予約した人はどうなったんだろうかというふうに思いうわけですが、これはどこから指示があったんじゃないかなというふうに思いうわけです。

安倍総理大臣にお伺いいたします。

内閣総理大臣官邸からこれを消せという指示を出されましたでしょうか、安倍総理大臣。

○安倍内閣総理大臣 昨日もお話をさせていただきましたが、そもそも私はそういう事実について全く認識をしていないわけでありまして、ここでの議論を拝聴させていただいたのみでございます。

○緒方委員 誰かの指示があつて、これを消したんだらうというふうに思いうわけです、五月六日もともと想定をされていた発行日であつたわけですが、またどんだんと情報が出てくる。その隠蔽体質の一環ではないかということとを述べさせていただきたいと思ひます。

この「TPPの真実」と言われる本のゲラとされるものでありますが、ちょっと、一つずつく気になることがありまして、私は外務省出身ですので、人物評価を堂々と書いていくということが非常に気になります。一般的に、外交において、相手のパーソナルなことをいろいろと書き連ねるといふのは望ましくないですね。

フロマン通商代表のことについて、交渉官の報告では何でも反対するという頑固者というふうに書いてある。会談中は眼鏡をせわしく外したりつけたたりするというようなことも書いています。

森山大臣については、TPP参加の即時撤回を求める会代表を務めておられる際に、代表を引き受けたものの、反対する気は余りなかったのでは

ないかというように書いてあったり、専門はもと農林関係ではないというふうに書かれております。

昨日質問に立つた宮腰議員については、農林族間の調整に余り関心がなかったと。

さらには、内閣府の澁谷審議官については、しっかりと説明しているようで、聞き手は結果として意味がわからないまま話が終ります。彼以上に話の意味を見えなくする立派な答弁者を私は知りません。ここまで書かれております。

こういう論評というのは、外交上、一般的に嫌われます。場合によっては、職務における信頼を損なわしめる、私はそう思います。

一般論としてお伺いをいたします。

外交上、会った人間の人物評をべらべらと外に話すのは信義則違反であり、政治家としての常識に欠けるというふうに思ひますが、安倍総理大臣、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 今、緒方委員は、西川委員長が出版した本というふうに言われたわけですが、まだ出版した本というもののについては私は全く承知をしていないわけでございますし、本を出版したというのを前提にした一般論といえども、答弁は控えていただきたいと思います。

○緒方委員 では、本の話はあえて切り離して、一般論として、外交上、会った人間の人物評をべらべらと外に話す、パーソナルな論評をべらべらと話すということについて、安倍総理はいかが思われますか。

○岸田国務大臣 一般論として申し上げるならば、私の経験を振り返ります中で、外交交渉上において、相手のパーソナルな点について何か公の場で申し上げることはないのである。通常、そういったことは行わないのではないかと考えます。

○緒方委員 そういうことなんです。通常ないんです。行わないんです。

そういったことを、今回、何らかの指示によって消えた真実になってしまったわけですが、そこ

においてそういうことを書くというのは、本当に政治家としての常識を疑わしめるものであると強く言わせていただきたいというふうに思ひます。

そして、この情報公開のことに關してですが、きのうから非常に議論になっていっているものとして、秘密を守るための書簡、秘密書簡と言われているものがあります。あれはひな形しか出てきていません。しかし、政府の説明では、おおむねこのラインに沿って、大体こういうものに鶴岡交渉官がサインをしたと言っておられます。

まず最初にお伺いしたいと思います。

あの秘密書簡は誰を拘束するんでしょうか。国家公務員だけですか、それとも国会議員も含まれますか、石原大臣。

○石原国務大臣 昨日も御答弁させていただいたんですけれども、先ほどの人物評の話もそうですし、建設的な議論を外交交渉で行っていく上で、お互いの内容は開示しないというのが前提であるということとは、もう委員は外交のベテランでございますので、御認識をされているんだと思ひます。

その前提というものを覆すことは、それによりまして信頼関係を大きく損なうだけではなくて、これからの外交交渉というものにも悪影響を及ぼす。この話は、昨日、外務大臣の方から詳しく御説明があつたと思ひます。

そういう基本認識のもとに、私どもはTPP交渉にわたつての、今、委員が御指摘になりました秘密保護に関する書簡については開示をさせていただけない、こういうふうな認識をしているわけでございます。

そして、委員は、おおむねそのようである、それをどなたが言つたか私は存じませんが、公にはそのもの自体に対して開示をしませんし、公にはできない、これはもう外交のベテランである緒方委員にとりましては御理解の範疇ではないかと思つております。

○緒方委員 このニュージーランドのホームページに出ていたもの、おおむねこのラインに沿つてというのは、役所から説明があつた話であります。

別に、我々が何かでつち上げているわけでも何でもございませぬ。

私の質問に石原大臣は全く答えていないんです。この秘密書簡の対象、誰がこの秘密を守ることを、この書簡によつて定められる秘密を守る義務は誰にかかりますかということを聞いています。もう一度。

○石原国務大臣 これも昨日お話をさせていただきましたが、その秘密書簡なるものに關与をする公務員の方々には当然守秘義務がかかつてまいと思ひます。

○緒方委員 公務員全員ということだというふうな理解をしました。国会議員にもかかりますか、大臣。

○石原国務大臣 どの程度外交交渉に關与をしたかによつて、国会議員の場合は影響が出てくるのではないかと思ひます。

○緒方委員 影響が出てくるのではないかと思ひますということでしたが、そんな文面になっていいますか。

もう一度お伺いをいたします。

国会議員はこの秘密書簡の義務の対象でしょうか、石原大臣。

○石原国務大臣 何度も御答弁させていただいておられますように、その秘密書簡に署名をしたのは、二〇一三年に鶴岡首席交渉官でございます。その鶴岡首席交渉官には守秘義務が当然かかりますので、国会議員に対してその内容を話すことはできない、こういうふうな御理解いただきたいと思います。

○緒方委員 つまり、今の説明だと、国家公務員に義務がかかつていて、そして、その秘密を国会議員に漏らすことは一切あり得ないから、だから国会議員に義務をかける必要がそもそもない、そういうことではないんですか。政府の公務員には義務がかかつています。だから漏らすことはない。漏らすことにはない以上知り得ない。知り得ない以上そもそも外に漏れることもない、そういうことですか、石原大臣。

例えば、ニュージーランドは日本に対して、生乳換算で年間九万トン以上の輸入枠をふやせの一

○石原国務大臣 先ほども御答弁させていただきましたけれども、残念ながら、それが何なるものか、また何であるかも私は存じませんので、これ以上のコメントをすることは控えさせていただきます。

きますね、石原大臣、森山大臣。

○石原国務大臣　ちよつと質問の趣旨がわからないのは、今委員が御提示をいただいているコピーが何であるかということ、私は残念ながら承知しておりません。そして、その内容も承知しておりません。

そして、一般論として言えば、先ほどお話をさせていただいたように、今回のＴＰＰ協定において、たしかマレーシアだったと思いますけれども、

職員は内閣官房には一切いない。いたときには大臣が責任をとるといふところまで確約できますね、石原大臣。

○石原国務大臣 本当に申しわけないんですけれども、そのコピーが何であるかが実証されていない以上、そのことに関して私がコメントを差し控えていただいているということとは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。(緒方委員「そんなこと聞いている。もう一回」と呼ぶ)

○緒方委員 これは、内閣官房T P P政府対策本部 四月一日付で、公式の文書として我々のところに紙で出してきたというんです。西川委員長が出版を検討しているという報道については承知している。しかしながら、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されなかった。いなかっただけではないですね、確認されなかったという表現です。だから聞いているんです。

ゲラのチェックに協力した職員とか、もつと言うと、秘密書簡の義務にかかるような情報の漏えいをした職員は内閣官房には絶対いない。仮にそういう職員の存在が判明したときには、大臣が責任をとるところまで確約できますねと聞いているんです、石原大臣。

○石原国務大臣 何度も話をして恐縮なんです、そのものが何であるかが私は確認できません。確認できない以上は、そのものについてコメントをすることができないということはぜひ御理解をいただきたいと思っています。

○西川委員長 緒方林太郎君。わかるように質問してください。(発言する者あり)緒方林太郎君、質問を続けてください。(発言する者あり)緒方林太郎君、質問を続けてください。

そして、石原T P P担当大臣からは、答えをもう一度お願いします。

○緒方委員 公平公正に議事運営をすると言われたいじゃないですか。

○西川委員長 そのとおり。

○緒方委員 自分自身の本に関するからといって、そんなひきょうなことをするんですか、委員長。委員長、おかしいですよ。自分自身の話だからといって、こんな不公平な議事運営はないですよ。おかしいじゃないですか。

私はゲラの内容など一つも聞いていないです。内閣官房T P P政府対策本部から、そういった本を出版するというについては、そういう報道があるということについては承知している。そして、そのゲラのチェックに、具体的に執筆に協力

した職員は確認されなかった。それは、大臣がつかさどる内閣官房T P P政府対策本部、その名前で返ってきている。だから聞いているんです。だから聞いているんです。

ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員が絶対になかった。そして、交渉過程においても、秘密書簡の義務に違反するような職員は絶対になかった。もし仮に、この後そういった職員が出てくるのであれば、大臣が国務大臣として責任をとるところまで確約できますねと聞いているんです。

大臣、この四月一日、内閣官房T P P政府対策本部が出した紙というのは、これはうそだったというところなのかということを知っているんです。

○石原国務大臣 委員がその白いコピーを中心に御議論をされておりますので、私はそれを存じない。

そして、内閣府として……(発言する者あり)○西川委員長 緒方林太郎君、質問を続行してください。

そして、石原T P P担当大臣には、緒方委員が求めていることについてお答えをお願いいたします。

○石原国務大臣 委員長に申し上げますけれども、私は答弁をしようとしておりました。それに對しまして、やじで答弁が封じられました。これのことをお話する上で非常に重要なことだと思います。

全く仮定のものを出して、その中にあることがどうなのかということに対してどうかということの議論の上に積み立った議論に対しては、コメントできないというのが私の立場でございます。(発言する者あり)

○西川委員長 緒方林太郎君に申し上げます。石原大臣は何度かお答えしておりますが、まだ御理解がいただけないようであります。もう一度、望む答えが戻ってくるように御質問をお願いします。

いいいたします。(発言する者あり)○緒方委員 何か今、何の書類だと聞いた人がいましたね。役所から来た紙ですよ。役所から正式に返ってきた紙ですよ。何をばかなことを言っているんですか。

平成二十八年四月一日、内閣官房T P P政府対策本部から、西川委員長が出版するとされる書籍、T P Pの真実への政府の関与についてという題で正式に返ってきているんです。

そして、全部読みましょう。

西川委員長が出版を検討しているとの報道は承知している。一般論として、国会議員から政府に對して資料要求、事実関係の確認があれば、適切に對応している。特定の議員に對して具体的にどのような資料提供等を行っているかについてはお答えすることは差し控える。なお、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されなかった。

我々は、この資料を出すときに、内閣官房の方々に、大臣まで決裁をとってやってくれ、そこまで言っているんです。この資料です。

別にこれはゲラがどうだとか、そんなことを私は一つも聞いていないです。ただ、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されなかったと言っているんです。

では、大臣にお伺いしましょう。

この書類、四月一日、内閣官房T P P政府対策本部のこの書類、大臣、決裁されましたか。

○石原国務大臣 急に白い紙をさっきから出されて、それが何なのかを確認することは、私はできておりません。

○緒方委員 これはひどいですよ。我々が事前の勉強会でいろいろな資料を出してくれと。いろいろな資料を出しますと安倍総理大臣も言っていましたよ、要望には応えていろいろな資料を出してきましたと。その資料の一つですよ。その資料の存在すら否定して、わからないから答えようがないと。

我々に出した資料は何だったんですか。我々に

出した資料は、では、大臣も承知していないような、うそっぱちの資料ですか。

大臣、お伺いいたします。

この資料は、大臣、存じ上げませんか。我々は、大臣に決裁をとってくださいますということまで言った上で資料を出してもらっているんです。大臣、いかがですか。

○石原国務大臣 私の手元にあるものの中に、理事會で示されたこの委員会に提出するといふもの、その中に紙がない以上は、そのものが何かということを確認することはできませんので、お見せいただけませんか、それを。

○緒方委員 澁谷審議官、この資料を提出されてますよね。大臣にきちっと渡して、ちゃんと説明してください。

何でこんなことでもう三十三分も時間が過ぎていっているんですか。何度も何度も同じことを聞いていて、全然ポイントがずれた答弁ばかりをして時間をどんどん浪費する。本当にこれは審議妨害ですよ。

大臣にもう一度お伺いします。

これは内閣官房T P P政府対策本部が正式に我々に出してきた資料なんです。その中に、ゲラのチェックという形で具体的に執筆に協力した職員は確認されなかったと言っているんです。

ゲラの執筆に協力した職員は絶対ではない。そして、秘密書簡の義務に反するような情報を国会議員に漏えいしたような、そんな職員は絶対ではない。いふのであれば、大臣として責任をとるところまで確約してくださいとさっきから何度も同じことを言っているんです。大臣。

○石原国務大臣 ちょっとアンフェアだと思ふんです。というのは、何であるかがわからないもの、それが……(発言する者あり)

○西川委員長 それでは、静かに聞いていただく、こういうお約束で、もう一度答えてもらいます。

○石原国務大臣 私は、この厚い白いコピーが何であるかを確認する立場にありませんし、それに

書いてあることが、政府が関与をしたかしないのかということもわかりません。

私がわかつていることは、西川委員長が本を出されるということを承知しているかといえ、内閣府としては承知している。そして、委員が言うように、その中で、先ほど私は環境省への資料の要求の話をしましたけれども、そういうことがあることは通常ある。しかし、そういう中で、内閣府の人間がそういうことをやったということは確認できない。これと、この白い資料の話とは全く別の話ですから、私はそういうふうにお答えをさせていただいて、そういうふうな話をさせていただこうという前段のところで、聞いてない、聞いてないと言うから、話がでなくなっただけでございます。

○緒方委員 私はゲラの話はもうしてない。ゲラの中身の話なんか一個もしてないです。

この四月一日の資料を政府として出されて、その中に、ゲラのチェックという形で関与した職員は確認されなかったというふうに言っているんですね。だから、絶対にいなかったということを内閣官房をつかさどる大臣として確約してください。

そして、もつと言うと、交渉中についても、秘密協定の義務に反するような情報漏えいをした職員は一切いなかった。いたのであれば、内閣官房のTPP政府対策本部を所掌する大臣として責任をとるところまで、明確ですよ、この質問は。なぜこの質問に答えられないんですか。

大臣、一発で明確にお答えください、石原大臣。

○石原国務大臣 ゲラのチェックと、委員が示されたものがゲラかどうかであるということは、私は確認できません。(発言する者あり)

○西川委員長 緒方林太郎君、石原TPP担当大臣が答弁しやすく、もう少し質問をわかりやすくやってください。

○緒方委員 西川委員長、全くと言っていいほど公平性に欠ける議事運営ですよ。自分のことに関する話になると、委員長その席から隠蔽に加担

しているわけですよ。ひどいですよ、委員長。では、石原大臣にお伺いをいたします。

四月一日に、大臣が長を務める内閣官房TPP政府対策本部からこういう紙が出てきた。澁谷審議官が後ろで持つておられますよ。澁谷審議官が政府全体の統一見解として出している、そういうペーパーの存在を否定されますか、石原大臣。

○石原国務大臣 私は先ほどから全く否定もしておりませんし、ゲラをチェックしたのかと、そのゲラが確認できない以上は、そのゲラに対してコメントができないということを書いているのであって、そのところはぜひ御理解をいただきたいと思います。(発言する者あり)

○西川委員長 緒方林太郎君。(発言する者あり) 緒方林太郎君に申し上げます。

与党からの申し入れがありました。野党からは、時計をとめる、こういう話がありますが、与党からの提案で、緒方林太郎君にも一度質問をいただいて、石原TPP担当大臣に明快な答弁をお願いする。こういうことで、質問願います。

緒方林太郎君。(発言する者あり) 緒方林太郎君。(発言する者、退場する者あり)

石原TPP担当大臣。

○石原国務大臣 何度もお話をさせていただいておるのでございますが、西川さんが本を出されるという報道を前提に、内閣官房が調査をしたわけでありまして。今お示しされているもの、あの白いものがそのゲラであるかどうかを確認されない以上は、あの内容について内閣官房の人間が調査をしたかしないかというコメントはできないわけがあります。

内閣官房にゲラを協力した職員がいないのかという問い合わせは、あくまで報道ベースに乗って、その報道に対して、職員がいなかったということを示されているペーパーの方は示している。私は、ですから、誠実に答えさせていただいてるところでございます。

○西川委員長 民進党・無所属クラブ所属委員が退席されました。

御出席を要請いたしますので、しばらくお待ち願います。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○西川委員長 速記を起こしてください。この際、暫時休憩いたします。

午前十時三十七分休憩

午後四時二十七分開議

○西川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

やむを得ず議事を進めます。

質疑を続行いたします。丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。

国民の皆さんが今このTPPの議論に望んでいらっしゃるの、あんな、あんな民進党の姿じゃないはず。しっかりとTPPの議論をしていく、中身の議論をしてほしいと国民の皆さんが望んでいるにもかかわらず、民進党は、黒塗りの真っ黒でどうだ、委員長の本がどうだと。そんな中身じゃなくて、しっかりと中身の議論をしてほしいと国民の皆さんが思っているんですよ。

その中で、自分たちの理由だけでこうやって審議拒否している、非常にこれはゆゆしき問題だと思えます。

そして、我々おおさか維新の会は、しっかりと審議していく、是々非々ではあります、しかし審議を拒否しない、議論していくという当たり前の政治家として、国会議員として当たり前の姿をしっかりと国民の皆さんに示していきたいと思えます。

そういった意味で、今回の審議拒否、非常にゆゆしき事態だと思います。

この国会の不正常な状況を、審議の質疑を総理として受けられてきて、どのようにお感じになっているのか。まず率直に、総理、この国会の不正常な状況を、民進党の動きも含めて、お答えいた

だけですしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今回の委員会で私も政府に求められていることについては、TPPによって国民にどういった影響が出るのか、この委員会において皆様の質問に答える中において真摯な御説明をし、そして我々はその影響に対してどのような対応をしていくのか、しっかりと説明をしていく責任がある、このように思っております。

我々は、この質疑を通じて国民の皆様に対する説明責任を果たしていきたい、こう思っている次第でございます。

○丸山委員 私は、非常に恥ずかしく、国会議員の一人として恥ずかしく思います。一番若い男性の議員の一人なんです、年配の先生方もいらっしゃる、大政治家もいらっしゃるような議員の方々が欠席されている。

しかも、今回ずっと私はこの審議を聞いていました。その中で、例えば、甘利大臣と先方の米国のフロマン氏との会談の議事録を公表しろと民進党は迫っています。でも、民進党政権のときに、原発事故の原子力災害対策本部の議事録をつくらずに、公表もせず、自分たちがやったこととは公表もせず、今、出せと言っている。あの尖閣諸島の中国漁船の衝突事故、覚えていらっしゃる方も多いと思います。そうした中で、資料も公開しなかったんですよ。しかも、あのとき、いろいろな配慮から、外交上も含めていろいろな配慮から公開するには否定的だった。それが、今、こんな状況です。

甘利大臣に秘書の監督責任があると辞任を迫りながら、御自身の政調会長は、会見で、秘書の問題の可能性が高いと言っている。

おかしな話なんです。自分たちのものは、今までの棚に上げて、そして野党に下ったときだけ批判をする。それは国民の皆さんは見えていらっしやると思います。

しかし、逆に、これは今与党になられている自民党さんにも申し上げなければいけません。これは民進党もさんざん言っています。「ウソつか

い。TPP断固反対。ブレない。自民党、そういうボスターを日本じゅうに張られている。そうした中で、今はTPPを推進されている。さらに、高島副大臣、TPPは平成の売国だ、そこまでおっしゃっているのに、今その推進の役職についていらつしやる。

でも、どちらにしろ、共通して言えるのは、野党のときは結局みんな相手側の足を引っ張りたいから反対で、そして与党になられたら現実路線で賛成されているんじゃないかと国民の方々は思われると思います。

おおさか維新の会は野党です。野党ですが、しかし、現実的に考えて、このTPPは必要だと考えます。それは、与党になったときであつても通用する、そんな政策を前に打ち出していくべきだとおおさか維新の会は考えているからでございます。

今回、民進党のように全部反対ではありません。しかしながら、政府のここはおかしいんじゃないか、もつとこうしてほしいというところは、我々は提案をしますし、改善を求めていきたいと思えます。

その一つが情報公開の部分です。

これは何も、今、民進党さんが、あの黒塗りの部分、交渉の過程を出してくれという形で迫っている、また、西川委員長の御著書、これはゲラですかと、そういうのをやっている、そういう情報公開を求めるものではありません。

これは一応確認なんです、総理、外交の交渉過程を基本的にしこの国会でオープンにしましたら、それは外国との信頼関係が損なわれてしまう、それはひいては国益が損なわれるという御答弁をされていますけれども、そのとおりですよ。

○安倍内閣総理大臣 今までの外交交渉の過程については、これは相手国との関係もございまして、そしてまた、交渉の過程の中において我々の戦術、交渉戦術も含まれておりますから、それを直ちに公表するということは、まさに相手国との関係を

損ね、そしてまた我々の交渉戦術を明らかにし、それは国益を損なう、このように考えております。もちろん、そうした記録が、いわば外交文書等々として、国が備えているいわばメモあるいは記録等として一定の基準を満たし、それが公開するものとして一定の年数を経て公開されるというものは当然あるわけでございますが、まだ、まさに各国がこれから批准をしようというときには、これはまさにこの協定が各国で批准され発効することに大きなマイナスになるし、また、今、日・EUのEPAも行っている中であつて、我々の手のうちをさらすことになっていくということになりますので、これは国益に合わない、このように考えております。

○丸山委員 今総理が述べられたことが国際的にも常識であつて、外交上の過程をつまびらかにするというのは明らかに国益を損なう可能性があるというの、民進党さんも与党のときは同じような対応をされている、しかしそこを聞くという、それは私はおかしいと思います。だから、そこではなくて、本当に国民の皆さんが知りたいと思つていのは、交渉の過程ではなくて、このTPPが承認されたら我々の生活はどうなるんですか、どういう影響があるんですか、政府は推進するんだつたらどういうメリットがあるんですか、その情報をもつと出してほしい、審議してほしいと思つていらつしやる。だからこそ、その部分の審議をこれからしていきたいというふうに考えています。

それで、総理、要望があります。というのは、フリップを持ってきたんですが、セルフで立てましたが、今申し上げた、TPP交渉によって、これが承認されたことによつてどれだけ日本の国益になるのかというのを、この委員会ではと議論されていませんが、しかし、幾つか言われています。そして、今まで政府の方で出された資料を私も読ませていただきました。経済効果がどうこうというのを出されているんですけど、その中で、大きく言うと、GDPが上

がります、十三・六兆円上がります、そして雇用が七十九・五万人ふえますよというのは政府として出されているところですよ。

でも、これは、国民の皆さんのお声を聞いてみると、この資料にもかなり複雑な専門用語等も並べて書かれているんですけども、複雑でわかりにくいんだと。わかりやすさにも欠けるし、もつと身近な、例えば自分のお給料がどれだけあがるのか、物価がどうなるのか、例えば何かの輸入品は価格が上がるけれども何かは下がるかもしれない、何かの分野は厳しくなるかもしれない、どういふ分野で雇用が生まれていくのかとか、そんなもつと身近な情報をオープンにしてくださいというお声を数多く聞くんです。

しかしながら、日本のこの分析を読み込んでみても、いわゆるマクロの分析で、今申し上げたミクロの、皆さんに身近なミクロの分析はなくて、残念ながらわかりにくくて、そして他国に比べても全然詳細じゃないと思います。他国でどういふTPPを出されているかなというのを調べてきました。

アメリカなんかは、国民目線でどういふ影響があるのかというのをすごくわかりやすく説明されています。しかも、これがホームページでもアメリカは公開されているんですけども、非常に細かく、わかりやすく、例えば、輸出関連の賃金は輸出以外の賃金より二割高いんですよ、TPPでお給料がアップしますよというアピールを国民向けにわかりやすく広報しています。例えば、貿易が十億ドルふえれば、それによつて五千八百人も雇用がふえていく。本場に細かく数字化していく。さらには、カリフォルニアの地図がありますけれども、各地域ごとにどうかという分析までされています。

一方で、オーストラリアはどうかといいますと、日本が今こういう状況なので、それを踏まえた上で、今後の動きについても分析すると、こうなりそうなんです。例えば牛肉や米とか穀類、乳製品、そういう分野で日本への輸出の変化などに細かく

言及しているような発表をされている。

一方で、日本は、総理はGDPと雇用を強くおっしゃいますけれども、国民の声を聞くと、むしろもうちょっと細かいところまで、それはミクロの、国民にわかりやすい表現でそのメリットとか影響を明らかにしていただかないと実感が湧かないんだよねというお声が非常に多いと思うんです。

この点について、まずどうお考えなのか。できればこういつた他国の例を参考にさせていただきなから、しかし日本の独自性も出さないといけません。学者の方ならわかるんですけど、どういふ分析かみたいな。そんな分析ではなくて、国民の皆さんがメリット、影響をわかりやすい、そんな広報を、今はされていませんけれども、しっかりとしたいんだと思いますけれども、そのあたり、どのようにお考えになりますでしょうか。

○石原国務大臣 総理の御感想はこの後いたくとして、実態についてどうなっているか、若干お時間をいただいて説明をさせていただきますと思います。

委員の御指摘はもうまさに、昨年の十二月の経済分析というものは、マクロの定量的な分析でございまして、これが成長にどういふふうなメカニズムを示すかと。ですから、委員が御指摘されたような個々のそういうものが欠落しているということは十分あるんだと思います、一面として。

ですから、委員のお話を聞かせていただきますと、やはり国民生活というのは非常に多様である。でありますから、マクロ経済分析のような単一的なものではなくて、その変化を評価する機械的なものではないはずだ、そういうものもあわせてしっかりと国民に示していくべきだということふうにお話を聞かせていただきました。

ここに、千五百ページにわたります、今回お示しをさせていただいているTPPの資料があるんですけども、そんな中の一部に、中小企業がTPPによつてどういふふうな、参画するかどうかというところになるのかといったような事例をもつて説明しておりますけれども、まだまだ委員の御指摘

のとおり不十分なところがございしますので、公開させていただいておりますこの千五百ページの資料をもっとわかりやすく、ホームページ等々で、国民の皆様方に御理解をいただくように努めさせていただきますと思っております。

○安倍内閣総理大臣　ただいま石原大臣からも答弁をさせていただきましたが、この資料とは別に、私も政府としても、地方経済産業局や農政局、あるいは税関、ジェトロ等に相談窓口を設置して、それにかかわる方々の相談に個々に応じていくこと、また、TPPをめぐる懸念や不安に関するQ&Aや、想定される具体的なメトリック例、TPP協定の活用促進に関する資料をホームページに掲載するなどの対応を行っております。

今、丸山委員が御指摘された点等についても、今後対応について検討していきたい、より丁寧な、身近な例、あるいは国民の皆様の気持ちに沿いながら説明に心がけていきたい、このように考えております。

○丸山委員　まさに今石原大臣が膝元に抱えていらっしゃるこの千五百ページを、では国民の皆さんがごらんになるかといったら、やはりごらんになれないわけですよ。我々でも読み切るのは大変なわけで、そうした中で、やはりわかりやすく要約してまとめていくことがまず大事だと思います。そんな千五百ページのどこに中小企業の例がと書かれても、どこやねんと皆さんは思わはると思いますし、そしてなおかつ、私も読ませていただいたんですけれども、中小企業の例も、急に飛ぶ感じがしているんですね。

ほかの国の例を見ますと、しっかりと分析を、その地域ごと、国ごとにわかりやすく順に並べた上で、詳細版がある。そしてなおかつ、国民の皆さん向けにわかりやすいサマリーが、具体的な例が挙げられてある。

これが実は今、日本にはなくて他の国にはある広報のやり方だと思えますので、これはしっかりと、今、やっていただければ、前向きに検討するというお話がありましたので、遅きに失している感も私

はあると思うんですけれども、しかし、やる、変えていくというのは大事だと思いますので、ぜひこれをやっていただきたいと思うんです。

今回の分析、非常にいろいろな数字を並べて専門的にされているんですけれども、私は、この出し方も非常に誤解を招くんじゃないかなというふうに思います。それは順番の問題なんですけれども、今回政府が出された分析と対策は、発表順が逆なんじゃないかなと思うんです。

それはどういうことかといいますと、十月五日、TPPが大筋合意されました。そして、それを踏まえて、十一月二十五日にこの対策と大綱を出されているんですね。そして、その後の、クリスマスイブですかね、十二月二十四日にその影響の分析を出されているんです。

通常の順番を考えれば、これが決まりましたというのが出ましたら、その分析をして、この部分がいまいちかもしれない、この部分が影響があるかもしれない、それを踏まえた上でこういう対策をやりますよというのをい出されるのが順番であって、このやり方だと、TPPを結びました、さらにこんな対策をします、そうすると、それによって悪いところは消えてしまつて、マイナスの影響は消えてしまつて、結局、その対策をした部分まで入る。しかも、聞きますと、これはまだ通っていない法案の内容まで含まれて、それがなされた場合これだけの状況になりますよという分析なんです。

それは順番が逆で、TPPを現状でもし結んだら、こんな影響があります、それはメトリックが多いでしょう、しかしメトリックもあるかもしれない、それを踏まえた上で対策はこうしますと言つてくだらないと、マイナス面をごまかしているかのような受け取り方をされると思うんですね。このあたりをどのようにお考えになりますか。

○森山国務大臣　丸山委員にお答えをいたします。今回の国内対策の検討に当たりましては、政策大綱の策定に先立ちまして、昨年の十一月四日、

TPP合意の農林水産物への影響につきまして、国内価格や国際価格、輸入量などの客観的なデータをもとにして、品目ごとの影響を定性的に精査、分析をまずいたしました。各国の対日関税に関する交渉結果を整理、分析、公表させていただいたところでもあります。

その上で、十一月二十五日に策定いたしました政策大綱においては、説明会をやつてまいりましたので、そこで寄せられた現場の声に耳を傾けつつ、こうした影響を緩和し、あるいは輸出拡大の好機と捉え、農林水産物の体質強化のための対策を講ずることとしたところであります。

このように、政策大綱は、品目ごとの影響分析に基づき策定されたものであります。

一方、農林水産物への影響試算は、現実に取り得る影響を試算するものでありますから、TPP大筋合意の内容とそれへの政策の内容が明らかになつて初めて行うことができるものであり、十二月二十四日に公表をさせていただいたというところでございまして、我々としては順序が逆だといふふうには思っております。

なお、国内対策の策定に当たりましては、例えば対策に係る費用については、それぞれの対策の対象面積、地区の数、あるいは単価等の積算根拠を積み上げて検討することが重要であると考えております。このため、必ずしも、生産額減少見込みといった定量的な分析がなければ必要な国内対策が検討できないというものではないという考え方に基づいております。

例えば、豚肉にいたしましても、交渉の経過がこうだったということをお示しして、結果分析をしっかりと示して、こういうことが考えられるのではないかと、このことを精査いたしましたので、それぞれの養豚業者の方々は、このデータを見ていただければ、あなるほど、そうなるのかなということはよくわかつていただけたという仕組みにはなっておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○丸山委員　今回、農水省が「農政新時代」とい

う資料をまとめられて、ここに対策もいろいろ盛り込まれているんですけれども、しかし、追加で、今、自民党さんの方で、与党の方で、農林部会で小泉進次郎さんが部会長で、秋以降という形で新たな政策を盛り込んでいくというの、実はそこに入つていて、役所の説明では、まだ決まっていな

いんです、まだ決まっていな秋以降に盛り込むものもこの対策に入つていて、それができたらという結果も踏まえてこの影響の分析を出されている。

今、大臣は逆じゃないとおっしゃいましたけれども、普通に聞いたら、逆ですね。そういうふう

に思われてしまつても、私は仕方ないというふう

に思ふんです。

では、逆にお伺いしたいんですけれども、私、アベノミクスは瀬戸際、大事なタイミングに今来

ていると思ひます。

先日、財務金融委員会、日銀総裁と日銀短観の議論をさせていただきました。三月の日銀短観、非常に落ちていまして、景気が悪くなつていく局面にあるんじゃないかと言われ始めている。

その状況で、実は先日、その議論の中で、ステイグリッツ教授とか、分析会合で、総理はいろいろな学者の方に御助言いただいていると思ひま

す。その中で、それらの学者の皆さん、金融政策はもうかなりやり切つていて、そして財政政策をしっかりとつてくれというお話が出ている。これは、いわゆるアベノミクス、もともとの三本の矢でいうと二つ目と三つ目だと思ひます。

私、本当にこの国に今足りていない、そしてアベノミクスがなぜ今行き詰まりかけているのか、この三本目の矢の部分、これが打ち出せていないじゃないかというのが我々おおさか維新の会の考え方です、これをしっかりとつていただきたいんです。

この農業の分野も、まさしくTPPの分野も、その改革こそが実は大事で、その改革がなし遂げられたら、こういう分析になつて、影響が出ますよという分析を既にされている。しかし、それは

秋以降に決定が先送りされている。うがった見方かもしれませんが、参院選の後にそれを出すという形になっています。

例えば、与党内でもいろいろな意見が出ていると聞いています。小泉進次郎部会長が、農林中金は要らないんじゃないかという抜本改革の話をされていますね。また、今議論が上がっていると言

われています生乳の指定団体制度の見直し。今、生乳を売るときに、指定団体でしかまとめて売れないようになってくる。また、株式会社農地所有。今、一部、リースでは認めていらいっしょにま

すけれども、しかし、それをしっかり解禁していくことで農業の大規模化を図っていく。そうした部分の議論もされているという話ですが、しかし、これも秋以降に先送りじゃないかという話があるんです。

どうして、アベノミクスの三本目の矢で、しかも安倍内閣が始まってもう三年半以上がたっている中で、こういった改革を前に進められないんです

でしょうか。そして、これらが前に進まなければ、今政府が望んでいるTPPの効果、影響分析の効果というのは得られないというのが政府の見解で

ありますし、しっかりとやっていただかなきゃいけないんですよ。

どうしてやれると言えないんですか。アベノミクスが始まってもう三年半以上たっているんですよ。大臣、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 検討中の十二項目につきましては、秋以降ということではありません。秋を目途

にきちっとした結論を出させていたいただきたいと思っておりますし、その目標に向かって小泉部会長を始め皆さんが御努力をいただいている、与党の皆さんが御努力をいただいていることは御承知をいただきたいて考えております。

農林中金の件であります。先生御承知のとおり、農林中金は、農協等の全国組織の金融機関であり、単位農協や都道府県の信連との役割分担のもとに金融業務を行っているわけであり、農林中金の農業融資が少ない背景には、こうし

た農協あるいは信連、農林中金の役割分担がありますので、農業向け融資が、農協が主体となつて行われてきたということが考えられると思いま

す。また、農林中金は、農協等の余裕金を効率的に運用し、その収益を農協等に還元するという機能を有していることも考慮する必要があると思

います。このような中で、農協改革に関する平成二十六年六月の与党取りまとめでは、農林中金は、豊富な資金を農業、食品産業の発展に資するように全

農等とも連携して積極的に活用することとされてきておりまして、今、これを受けて、農林中金は、他の民間企業と連携をした輸出促進や担い手への経営サポートなどに取り組んでいただいていると

承知をしております。政府といたしましては、農林中金が目的を十分に果たし、農林中金が農業の成長産業化を支援する役割をしっかりと果たしていただけるように指導

してまいりたいと、農林中金の問題については考えております。

それから、今、規制改革会議の農業ワーキング・グループにおきまして、指定団体とそれ以外の取引を生産者が選択できるように、補給金を含めた

イコールフットイングを前提とした競争条件を整

備するため、現行の指定団体制度を廃止するという意見が取りまとめられたことは承知をしております。ただ、指定団体制度がなぜできたのかという時代背景を考えますときに、やはり、生乳というのは非常に特殊なものでありますし、まず、毎日毎日生産をして搾らなければなりませんし、それを衛生的にどう短期間に処理するかということも大事なことでございます。

できるだけ酪農家は飲用乳として売りたいんですけれども、そこだけではなかなか消費ができません、時期的なものもありますので。その余るものを乳製品の加工用に回してバランスをとるということ

を仕組みとして行われているわけでありま

す。ただ、酪農家は、できたら飲用乳として売りたい、できたら加工用には向けたくない、金額が違いますので。しかし、それではなかなか全量を処理することができませんので、この制度があり、補給金の制度があるわけです。

この制度の難しいところは、どの酪農家も補給金はもらいたくないわけです、できるだけ飲用で売りたいわけです。ここが非常に仕組みの難しいところですので、ここはしっかりと、指定団体制度が果たしている役割をしっかりと考えながら、いかに競争力が出るかという視点も考えて、制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 大臣、最初は下を知らんになって原稿を読んでいらいっしょに読んでお話しされました。本当は、このTPPの議論で、原稿を読んだ

ただくんじゃなくて、各大臣がその思いを、実際に作業をされている、農作業をされている方々に、酪農されている方々に訴えるようにやはり議論していくのが本来の場でございます。

もつと議論をしたんですけれども、どこかの党がいなくなつた関係でうちの党の時間が短くなつちやいますし、引き続き、まだまだ時間があ

るのでやっていきたいんですけれども、最後、これだけは聞いておきたいのは、著作権の非親告罪の話だけ聞いておきたいと思

います。私も、漫画とかアニメとかが大好きで、コミケとかに行つて同人誌を見たりします。

そうした中で、そうした同人誌の文化というのがなくなつてしまふんじゃないかと今危惧されている。このTPPで著作権が非親告罪化されてしまつたら、そういった同人誌、ある作品をそのままコピーするんじゃないかと加工して、同じ題材ですけれども中身を交えてつくつた同人誌が訴えられてしまふんじゃないか、そういう危惧をする声があります。

これは、今回の交渉で、違うんだというふう

に政府はしっかりとやっていけると思ふんですけれども、今この場で、総理から、違うんだ、それはな

ぜ違うのかということを経験にお伺いしたいと思います。○安倍内閣総理大臣 大変重要な点について御指摘をいただいたと思います。

TPP協定の締結に伴い、著作権等侵害罪の一部については、権利者の告訴なしに起訴できる、非親告罪とすることとしています。

その範囲については、協定締結に伴う著作権法の改正案において、パロディーなどの二次創作活動が萎縮しないよう、対価を得たり権利者の利益を害することを目的とすること、原作のまま譲渡等を行うこと、権利者の利益が不当に害されること

の全ての要件を満たした場合に限り、非親告罪とすることとしています。御指摘のように、コミックマーケットにおける同人誌等の二次創作活動は、一般的には、原作のまま著作物等を用いるものではないこと、そして、市場において原作と競合せず、権利者の利益を不当に害するものではないことから、非親告罪とはならないと考えております。

○丸山委員 時間が来ましたので終わりますが、我々この委員会の委員の使命は、しっかりと議論する、そのことに尽きると思ふので、これからもしっかりやっていくことを国民の皆さんにお約束して、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○西川委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時一分散会